

●お知らせ●

**学校給食用物資納入業者
「指定願」受付開始**

学校給食センターでは、令和2年度学校給食用物資納入業者の「指定願」を受け付けています。指定願用紙は、学校給食センターに提出して下さい。の写しを添付し、学校給食センターに提出して下さい。

対象 精肉、調味料、青果、生鮮食品、冷凍食品他(※パン、牛乳等は対象となりません)

提出期限 1月17日(金)
問合せ 学校給食センター TEL 72-3145

確定期間申告に関するご相談
は確定申告電話相談センターへ
「0」番へ

熊本国税局では、1月16日(木)から3月16日(月)までの間、所得税・消費税・贈与税の確定申告に

関する電話相談に対応するため、
「確定申告電話相談センター」を開設しています。最寄りの税務署に電話していただき、音声ガイダンスに従つて「0」番を選択した後、ご用件をお話ください。相談会場では、専用オペレーターがお答え

します。また、お問合せの内容によつては電話を転送し、職員等がお答えします。なお、時間帯によっては、つながらない場合やお待ちいただく場合がありますので、「1」番を選択する

一にあります。最新の検便証明書の写しを添付し、学校給食センターに提出して下さい。

対象 精肉、調味料、青果、生鮮食品、冷凍食品他(※パン、牛乳等は対象となりません)

提出期限 1月17日(金)
問合せ 知覧税務署 TEL 83-2411(自動音声案内)

税の申告に必要な書類の準備はお済みですか?

令和元年分の税の申告が2月から始まります。申告時間を短縮で

きるよう、早めの準備と確認をお願いします。必要書類が整つてい

ない場合、当日に受付できないことや長時間お待たせすることにな

ります。

申告日程などの詳細は、本紙折り込みチラシまたはお知らせ版1月号をご覧ください。

告受付となります。

医療費控除を申告する方

平成30年度の申告から領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制は併用できません。」

内しますので、「1」番を選択する

と、熊本国税局電話相談センターの職員が相談を受けます。

問合せ 知覧税務署 TEL 83-2411(自動音声案内)

その他の注意事項

・収入がない場合も申告が必要です。収入がない旨の申告をしてください(扶養対象親族は除く)。

・年度途中で退職された方や年末調整されていない方は申告が必要です。

・申告がない場合、所得証明書の発行や課税上不利益な取り扱いを受ける場合があります。

問合せ 税務課課税係 TEL 72-1111(内線154・155)

令和元年中に取り壊した家屋及び未登録家屋の名義人変更及び相続人代表指定の届出について

税務課では、令和2年度固定資産税の課税業務に向けて家屋の現況調査を行っています。令和元年中に次の変更があつた方は届け出してください。

問合せ 税務課固定資産税係 TEL 72-1111(内線156)

新築の家屋について

法務局で登記していない家屋を売買・相続等により所有権の変更をした場合は、届出が必要です。

所有者申告について

納稅義務者が死亡した場合には、相続人代表者指定届の提出が必要です。納稅通知書を相続人の代表者に送付するための届け出です。

相続人代表者指定届の提出が必要です。税務課課税係 TEL 72-1111(内線331)

未登録家屋について

新築に建物の新築や増築をされた方には、家屋調査のお願いの通知を順次送付しています。1月未までに通知が届かない場合には、役所への届け出は必要ありません。

連絡をお願いします。

未登録家屋について

家屋の取り壊し

届け出をお願いします。法務局で登記されている家屋を取り壊し、滅失登記の手続きをされた方は市役所への届け出は必要ありません。

新築の家屋について

新築に建物の新築や増築をされた方には、家屋調査のお願いの通知を順次送付しています。1月未までに通知が届かない場合には、役所への届け出は必要ありません。

連絡をお願いします。

未登録家屋について

保険制度が始まっています。

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

加入条件

収入保険制度に加入できる農業者は、原則として5年間青色申告を行っていることが条件となつてますが、特例措置により加入申請時に1年分の青色申告実績があれば加入できます。

青色申告をはじめるには

令和2年分の青色申告を行ってください。

承認申請書を税務署に提出し、承認を受ける必要があります。

税務課課税係 TEL 72-1111(内線331)